

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び京阪藤森地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが京阪藤森地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

③ その他の事業計画

京阪藤森地区内の国道24号において行われる、電線共同溝事業などのバリアフリー化の推進に関連する事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- | | |
|------|---|
| ① 短期 | 平成22年までに事業を完了させることを目標とするもの |
| ② 長期 | 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの |

に区分しています。

なお、特定事業については、京阪藤森地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが、それぞれ京阪藤森地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 京阪藤森駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 京阪藤森駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪藤森駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線の整備

地上の改札階とホーム及び地下通路を結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段手すりの改良により、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。また、駅西側に改札口を新設し、改札口とホームを結ぶエレベーターを設置します。

イ 情報案内設備の整備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置やホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置、トイレのレイアウト図の設置、構内案内図の改善等により、高齢者や障害のある方などにとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

ウ 利便設備の整備

現在のトイレをオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）にするなど多機能トイレへ改善します。また、一般トイレについても高齢者等が利用しやすいように手すりの設置等の改良を行います。

エ 個別設備の整備

改札口を車いすの方が通行できるよう、幅広改札口を設置します。また、駅西側に新設する改札口の券売機を車いすの方が利用しやすいように蹴り込みを整備します。

(2) その他の課題に対する考え方

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や京阪藤森駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 駅西側への改札口の新設

現在の京阪藤森駅の利便性及び利用動線を考慮し、駅西側に改札口を新設することにより、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるようにします。

イ 様々な設備の改善の検討

階段手すりの点字表示の設置位置・表示内容の改善や文字の見やすいタッチパネル式券売機の設置、ホーム上への非常停止ボタンの設置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

ウ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示等について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

エ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、京阪藤森地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(3) バリアフリー化事業計画の概要

以下の事業を公共交通特定事業に位置づけて事業実施を図ります。

- (ア) 改札階から地下通路及び上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）
- (イ) 多機能トイレの設置及び一般トイレの改良
- (ウ) トイレの手すり・レイアウト図の設置
- (エ) 階段手すりの改良
- (オ) 幅広改札口の設置
- (カ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善
- (キ) ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加設置
- (ク) 構内案内図の改善

京阪藤森駅における公共交通特定事業計画の概要を表一8に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表一9に示します。

表一8 京阪藤森駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	～
京 阪 藤 森 駅	改札階から地下通路及び上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）	京阪電気鉄道					
	多機能トイレの設置及び一般トイレの改良						
	トイレの手すり・レイアウト図の設置						
	階段手すりの改良						
	幅広改札口の設置						
	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善						
	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加設置						
	構内案内図の改善						

表一〇 京阪藤森駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	～
京阪藤森駅	駅西側への改札口の新設	京阪電気鉄道					
	文字の見やすいタッチパネル式券売機の設置						
	各ホームに非常通報ボタンの設置						
	券売機の蹴り込みの改善						
	様々な設備の改善の検討						
	鉄道事業者における共通課題の検討						

※ 特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表一〇の事業と一体的な整備を行うものとします。

京阪藤森駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図一〇に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、京阪藤森駅を発着する鉄道車両及び京阪藤森地区のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保や次停車駅名等の案内表示装置などをはじめとした移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

その中で、扉が開いている時にチャイムにより扉位置を知らせる装置についても、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表一10及び表一11に示します。

表一10 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次			
	H20	21	22	23
京阪藤森地区のバス停を発着する車両の約50～60%をワンステップ・ノンステップバスとする				

<参考> 京阪バスの車両の更新計画（他都市を含む全営業所）

年次	総車両数(※)	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成19年度末 (2007年度末)	571	201	154	62%
平成20年度末 (2008年度末)	571	203	197	70%
平成22年度末 (2010年度末)	571	195	276	82%

(※) 高速バス、リムジンバスを含む。

表-11 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

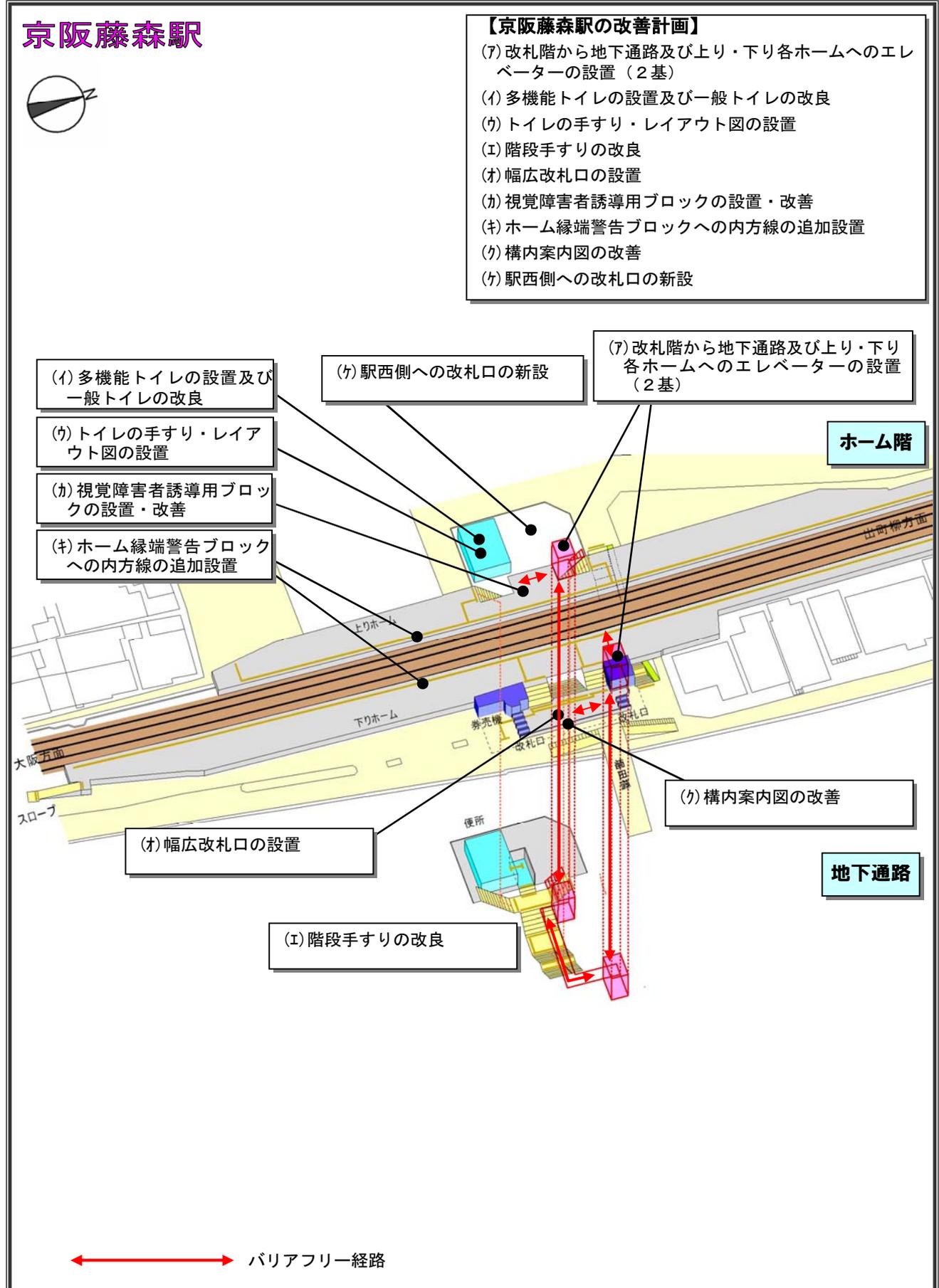
事業内容	目標年次				
	H20	21	22	23	～
京阪藤森地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする					

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバス・ワンステップバスの割合
平成19年度末 (2007年度末)	760	27	534	74%
平成20年度末予定 (2008年度末予定)	760	27	(※) 607	83%
平成22年度末予定 (2010年度末予定)	760	27	(※) 713	97%

(※) 導入する車両の一部がワンステップバスに変更となる場合がある。

図-12 京阪藤森駅のバリアフリー化事業計画



※イメージ図であり、実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の京阪藤森駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、道路特定事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

また、京都国道事務所が管理する国道 24 号においては、現在取組中の「国道 24 号電線共同溝事業」の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

ウ その他

(7) 安全・快適な歩行空間の確保について

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。

また、乱雑に駐輪されている無料駐輪場については、適切な管理運営を行うために有料化等を含めた検討を行います。

看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(4) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成 20 年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪藤森地区における道路特定事業計画の概要を表-12に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-13に示します。

表-12 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路Ⅰ	市道 深草西浦緯15号線 (通称:竹田出橋通)	段差, 勾配の改善					
生活関連経路Ⅱ	市道 河原町十条観月橋線 (通称:師団街道)						
生活関連経路Ⅲ	市道 六地藏竹田線						
生活関連経路Ⅳ	市道 深草緯5号線	歩行者優先策の検討					
生活関連経路Ⅴ	市道 深草緯4号線, 深草緯81号線, 深草経176号線						
生活関連経路Ⅵ	市道 深草緯74号線, 深草疏水通						
生活関連経路Ⅶ	市道 六地藏竹田線						
生活関連経路Ⅷ	市道 本町通						
生活関連経路Ⅸ	市道 深草緯248号線						
生活関連経路Ⅹ	主要府道 大津淀線 (通称:大岩街道)	段差, 勾配の改善	 注)				

注) 原則として平成22年までの事業完了をめざすが, 可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施するために, 関係機関との協議等, 平成22年以降も含めて長期的に取り組を進める。

表-13 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討					

4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、重点整備地区において、高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある方などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置等の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の影響・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成 20 年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪藤森地区における交通安全特定事業計画の概要を表一 1 4 に示します。

表一 1 4 交通安全特定事業計画の概要

経 路	路 線 等	事 業 内 容	目 標 年 次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路Ⅰ	市道 深草西浦緯15号線 (通称：竹田出橋通)	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	▶注				
生活関連経路Ⅱ	市道 河原町十条観月橋線 (通称：師団街道)		▶注				
生活関連経路Ⅲ	市道 六地藏竹田線		▶注				
生活関連経路Ⅳ	市道 深草緯5号線		▶注				
生活関連経路Ⅴ	市道 深草緯4号線, 深草緯81号線, 深草経176号線		▶注				
生活関連経路Ⅵ	市道 深草緯74号線, 深草疏水通		▶注				
生活関連経路Ⅶ	市道 六地藏竹田線		▶注				
生活関連経路Ⅷ	市道 本町通		▶注				
生活関連経路Ⅸ	市道 深草緯248号線		▶注				
生活関連経路Ⅹ	主要府道 大津淀線 (通称：大岩街道)		▶注				
交 差 点	第二軍道と師団街道の交差点	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置等の検討	▶				
	国道24号(通称：竹田街道)と市道六地藏竹田線の交差点		▶注				

注) 現在すでに取組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。道路及び交通安全施設などのバリアフリー化事業計画を図一 1 3 に示します。

5 その他のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 旅客施設以外の生活関連施設における事業計画の基本的な考え方

京阪藤森地区の旅客施設を除く官公庁施設，教育施設，商業施設，医療施設等の生活関連施設においては，段差・勾配の改良等のバリアフリー化の取組を進めます。特に，高齢者や障害のある方などが多数利用すると考えられる主要な生活関連施設においては，できる限り，バリアフリー化基準に適合するよう改善の取組を進めます。

(2) 都市公園におけるバリアフリー化事業計画の概要

京阪藤森地区において，高齢者や障害のある方などが利用する主要な都市公園として，深草西浦南公園が挙げられます。この深草西浦南公園において，段差・勾配の改良等による公園入口及び公園内経路の改善並びにベンチなどの休憩施設の改善等の取組を進めます。

(3) 建築物等におけるバリアフリー化事業計画の概要

京阪藤森地区において，高齢者や障害のある方などが多数利用し，バリアフリー化が必要な施設として，深草総合庁舎，青少年科学センター，京エコロジーセンター，京都医療センター，ダイエー藤森店などの施設が挙げられます。これらの施設管理者には，バリアフリー新法による基本構想策定についてご理解いただき，建築物のバリアフリー化事業の実施について協議を行いました。

以下に，これらの施設における主要なバリアフリー化事業計画の概要を示します。

ア 深草総合庁舎におけるバリアフリー化事業の概要

深草総合庁舎においては，表面の着色等により弱視の方が識別しやすいようにする等の視覚障害者誘導用ブロックの改良，車いす対応型トイレへのオストメイト機能の付加等の取組を進めます。

イ 京都市青少年科学センターにおけるバリアフリー化事業の概要

青少年科学センターにおいては，入口付近のスロープ等の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善，階段・スロープへの手すりの設置，触知案内板や音声案内の設置，建物内の階段やスロープへの視覚障害者誘導用ブロックの設置，車いす対応型トイレへのオストメイト機能の付加，一般トイレの手すり・視覚障害者誘導用ブロックの改良，階段手すりの2段手すりへの改良等の取組を進めます。

ウ 京都市環境保全活動センター「京エコロジーセンター」におけるバリアフリー化事業の概要

京エコロジーセンターにおいては，車いす対応型トイレへのオストメイト機能の付加，手すりの改良，階段手すりの2段手すりへの改良等の取組のための検討を進めます。

エ 独立行政法人国立病院機構京都医療センターにおけるバリアフリー化事業の概要

京都医療センターにおいては，入口付近の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善，触知案内板付近への音声案内の設置，車いす対応型トイレへのオストメイト機能の付加，一般トイレの手すりの改良，階段手すりの2段手すりへの改良等の取組を進めます。

オ ダイエー藤森店におけるバリアフリー化事業の概要

ダイエー藤森店においては，入口付近や建物内の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善，触知案内板や音声案内の設置，男女共用の車いす対応型のオストメイト対応の多機能トイレの設置，トイレ入口への点字表示の触知案内板の設置，一般トイレの手すり・視覚障害者誘導用ブロックの改良，階段手すりの2段手すりへの改良，駐車場から入口に至るスロープへの手すりの設置等の取組を進めます。

6 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) コミュニケーションのバリアフリー化の概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-15に示します。

表-15 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある方などの移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や障害のある方などとのふれあいの場の設置など
	学校教育における福祉教育の充実	駅などにおける介助体験、疑似体験など
		高齢者や障害のある方などとの交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などによる聴覚障害者への適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育	
	コミュニケーション用の絵記号を使ったコミュニケーション支援ツールを用いた障害者、高齢者、外国人などへの案内	
	改札口等に「耳マーク」の掲示検討及び聴覚障害者の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討	
違法駐車・駐輪等の防止	高齢者や障害のある方などへのサポート教育	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
		違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めするための広報・啓発活動など
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）		
		移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など
		すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者、関係行政機関などは、

バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を，創意・工夫により積極的に推進していきます。

7 交通システムの円滑化について

京都市では，平成15年6月に策定した『「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン』に基づいて，人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進しています。

今後とも，駐輪対策，渋滞対策等の京都市全体の交通システムの検討も含めて，他の事業との連携を図りながら，安心して快適な歩行者空間を創り出していけるよう，地区内の交通円滑化に向けた取組について検討を進めていきます。